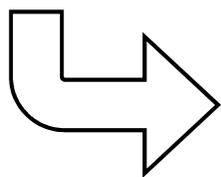


だまされないで！ 新紙幣に関する詐欺に注意

令和6年7月から新紙幣が発行されておりますが、それに便乗した詐欺の発生が考えられます。次のような電話やメール、不審な訪問には十分注意しましょう。

- 「古いお札は使えなくなるので交換のため回収します」
- 「古い紙幣を振り込めば、新しいものに交換します」
- 「新紙幣の枚数が足りなくなるため、早めに予約しませんか？」



全部詐欺です！！だまされないで！！

一度発行された日本銀行券（お札）は、法令に基づく特別な措置が取られない限り、引き続き使うことができます。

今回新紙幣が発行されても、みなさんのお手元にある紙幣 はそのまま使用可能ですので、上記のような言葉には耳を貸さないようにしましょう。

もし被害にあったり、困ったこと・不安なことがあれば、消費者ホットライン（市外局番なし 188）へご相談ください。



東北町役場商工観光課：0176-56-4148